仙台市駐車場条例の一部を改正する条例(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

規定により提出します。

平成十八年二月十六日

提 出 者

議

員 嵯 峨

サ

ダ

子

正 木

満

之

IJ

木

則

彰

和 子

ふるくぼ

由 美

IJ

舩

Щ

IJ

IJ

花

福 島 か

ず

え

議

員

賛

成

者

仙 台 市 議 会 議

橋 邦 長

柳

彦 様

仙台市駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市駐車場条例 (昭和四十七年仙台市条例第二十五号) の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(回数券の交付)

第六条の二 管理に属するものをいう。 市長は、 別に定める本市の庁舎(市の事務又は事業の用に供する建物で市長の)における用務により仙台市二日町駐車場又は仙台市勾当台公

附則

園地下駐車場を利用した者に対し、

回数券を交付することができる。

この条例は、市長が定める日から施行する。

理由

る必要がある。 本市 \mathcal{O} 行政庁舎駐車場の これが、 この条例案を提出する理由である。 混雑による市民 の不便を解消するため、 現行条例 \mathcal{O} 一部を改正す